

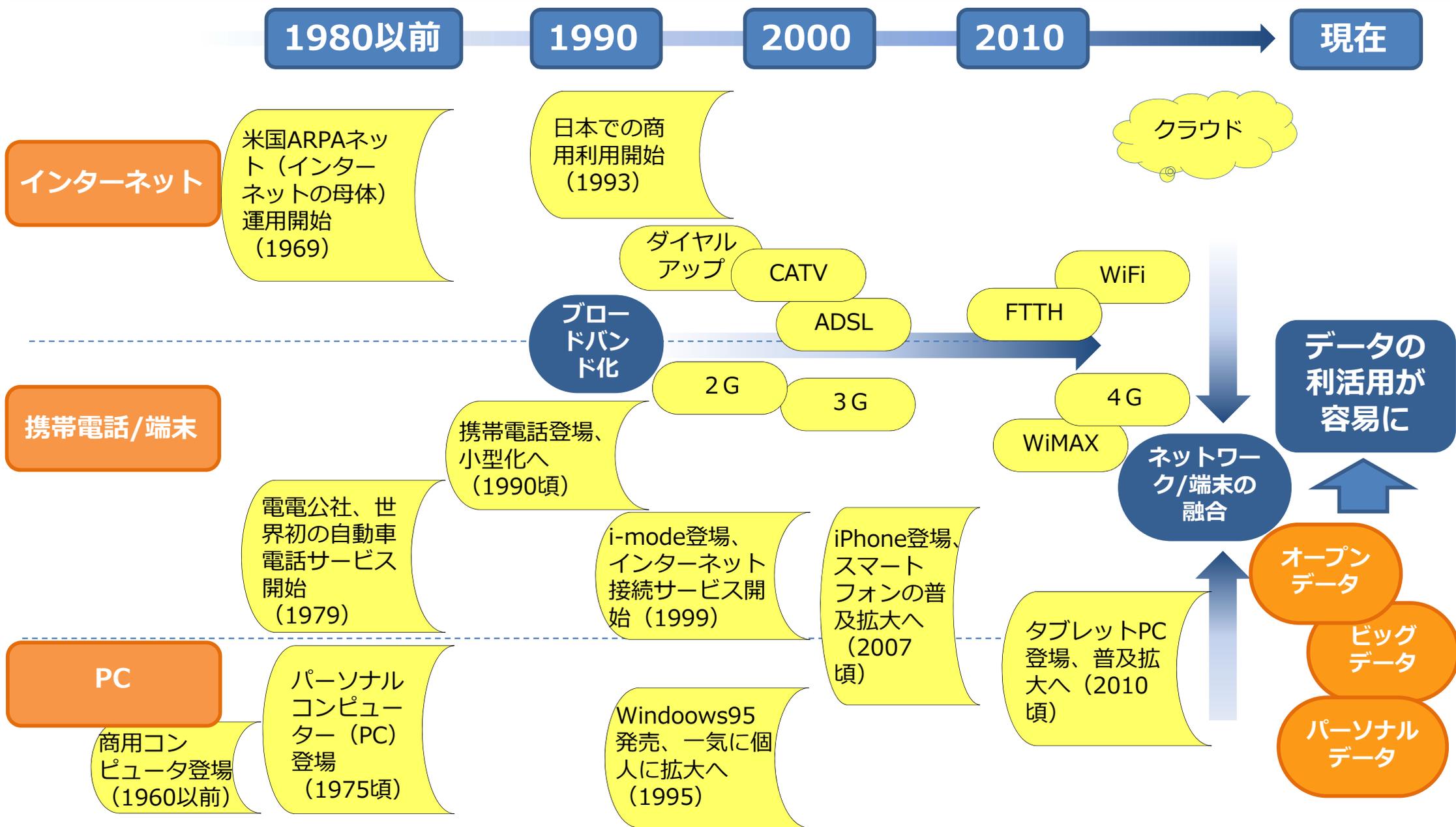
# オープンデータに関する政府の動向と 地方公共団体への普及取組



平成26年11月

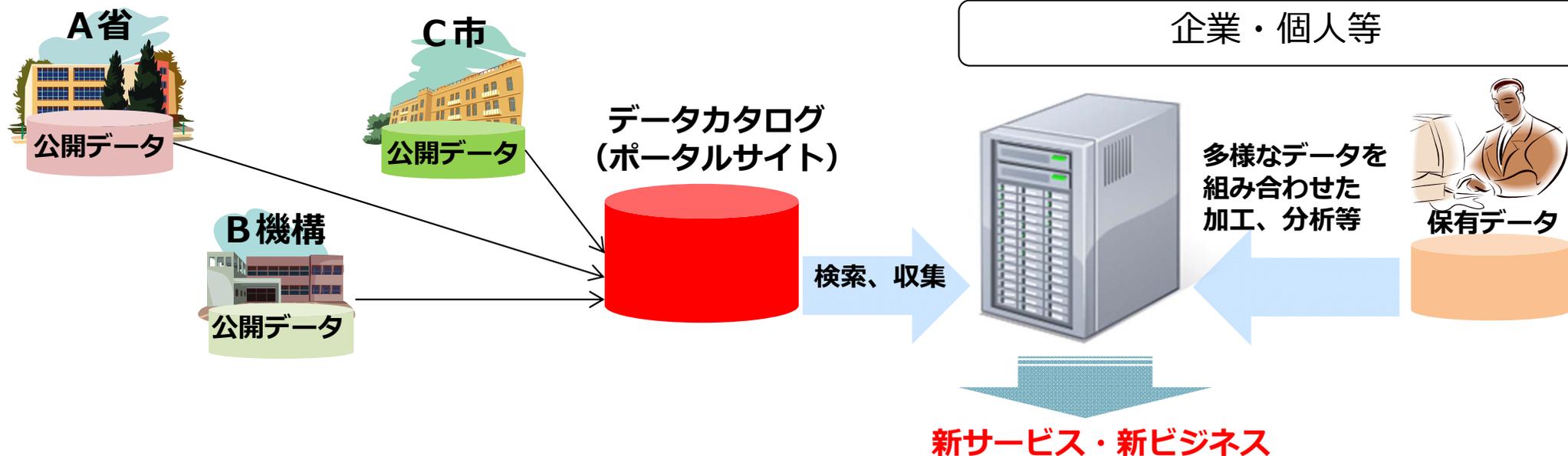
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

# 1 はじめに



## 2 オープンデータとは

公的機関が保有するデータを、民間が編集・加工等がしやすい形で、インターネットで公開  
⇒ 多様な公共データと民間が保有するデータを組み合わせた新サービス・新ビジネスの創出



意義	利用例
経済の活性化、新事業の創出	気象、地質、交通その他の観測・調査データのような専門的データを収集・分析したビジネス活用など
行政の透明性・信頼性の向上	補助金や政府支出について、府省、分野、地域、支出先等別の分析など
官民協働による公共サービスの実現	子育て、教育、医療、福祉等の身近な公共サービスの内容、品質等を利用者に分かりやすく示す、災害時に迅速に複数の情報を組み合わせた情報発信など

### 3 オープンデータに関する海外の動向

欧米を中心に、近年、オープンデータの取組が積極的に進められているが、多くの国に共通する事項として、次のようなものが挙げられる。

- 新サービスの創出等、経済効果を意識
  - ※ E Uにおけるオープンデータがもたらす経済効果は1,400億ユーロと試算されている（民間による試算）。
- 公共データの機械判読可能な形式での公開、営利目的も含めた再利用の促進
- 統一的ライセンスの採用
- データポータルサイトの開設
- アイデア募集、コンテスト等による民間等の意見を反映させる取組

#### 主要国の主な取組

E U	英国	フランス	米国
<ul style="list-style-type: none"><li>■ P S I 再利用に関する E U 指令を制定 (2003)</li><li>■ 欧州オープンデータ戦略 (2011)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ キャメロン首相「透明性 アジェンダ」の発表 (2010)</li><li>■ ポータルサイト開設 data.gov.uk (2010) ※ 独自ライセンス</li><li>■ Transparency Board の設立 (2010)</li><li>■ ODI の設立 (2012)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ サルコジ大統領 オープンデータに関する演説 (2011)</li><li>■ Etalab の設立 (2011)</li><li>■ ポータルサイト開設 data.gouv.fr (2011) ※ 独自ライセンス</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ オバマ大統領 Open Government に関する覚書を発表 (2009)</li><li>■ ポータルサイト開設 data.gov (2009) ※ パブリックドメイン</li><li>■ デジタル戦略の発表 (2012)</li></ul>

## 4 日本国内でのオープンデータ取組ニーズの高まり

東日本大震災時、企業等が行政の保有する避難所の情報、地図データ等を利用して震災関連情報を広く周知

### 課題

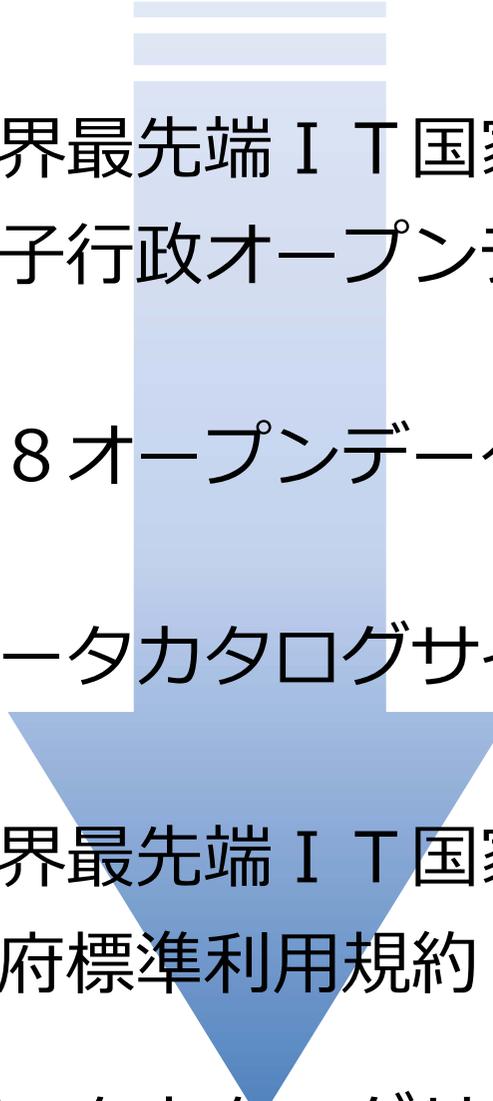
- データがPDF、JPEG等で提供されており、機械判読できず二次利用が困難
- 行政機関ごとにフォーマットが異なり、情報の収集や整理に多くの時間が必要



オープンデータの取組ニーズの高まり

## 5 日本政府のオープンデータの取組状況

---

- 
- 2012年7月 電子行政オープンデータ戦略
- 2013年6月 世界最先端 I T 国家創造宣言及び工程表  
電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ
- 2013年10月 G 8 オープンデータ憲章アクションプランの策定
- 2013年12月 データカタログサイト試行版立ち上げ
- 2014年6月 世界最先端 I T 国家創造宣言及び工程表の改定  
政府標準利用規約（第1.0版）
- 2014年10月 データカタログサイト本格版運用開始

# 6 電子行政オープンデータ戦略の概要

平成24年7月 I T 戦略本部決定

## ◆ 戦略の意義・目的

- ① 透明性・信頼性向上 → 行政の透明性の向上、行政への国民からの信頼性の向上
- ② 国民参加・官民協働推進 → 創意工夫を活かした公共サービスの迅速かつ効率的な提供、ニーズや価値観の多様化等への対応
- ③ 経済活性化・行政効率化 → 我が国全体の経済活性化、国・地方公共団体の業務効率化、高度化

## ◆ 基本的な方向性

- 【基本原則】
- ① 政府自ら積極的に公共データを公開すること
  - ② 機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること
  - ③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
  - ④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

## ◆ 具体的な施策

【平成24年度】以下の施策に着手

- 1 公共データ活用の推進（公共データの活用について、各府省、民間と連携し、実証事業等を実施） 《内閣官房、総務省、経済産業省》
  - ①公共データ活用ニーズの把握 ②データ提供方法等に係る課題の整理、検討 ③民間サービスの開発
- 2 公共データ活用のための環境整備（実証事業等の成果を踏まえつつ、公共データ活用のための環境整備） 《内閣官房、関係府省》
  - ①公共データ活用のために必要なルール等の整備（データ公開時の著作権の取扱い、利用条件等） ②データカタログの整備
  - ③データ形式・構造等の標準化の推進等 ④提供機関支援等についての検討

【平成25年度以降】ロードマップに基づき、各種施策の継続、展開 《内閣官房、関係府省》

## ◆ 推進体制等

【推進体制・制度整備】オープンデータを推進するための体制として、速やかに、官民による実務者会議を設置

- ①公共データ活用のための環境整備等基本的な事項の検討 《内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省》
- ②今後実施すべき施策の検討及びロードマップの策定 ③各種施策のレビュー及びフォローアップ

【電子的提供指針】フォローアップの仕組みを導入し、「具体的な施策」の成果やユーザーの要望等を踏まえ、提供する情報の範囲や内容、提供方法を見直し

《内閣官房、総務省》

# 7 I T 総合戦略本部の体制について

## 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（I T 総合戦略本部）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

### 新戦略推進専門調査会（親会）

会長：内閣情報通信政策監（政府C I O）

委員：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

- 電子行政分科会
- 農業分科会
- 医療・健康分科会
- 人材育成分科会
- 防災・減災分科会
- 新産業分科会
- 道路交通分科会
- 規制制度改革分科会
- マイナンバー等分科会

eガバメント  
閣僚会議

電子行政  
オープンデータ実務者会議

パーソナルデータに  
関する検討会

I T コミュニケーション  
活用促進戦略会議

情報セキュリティ  
政策会議

各府省情報化統括責任者  
（C I O）連絡会議

データ  
ワーキンググループ

ルール・普及  
ワーキンググループ

自治体普及  
作業部会

技術検討  
ワーキンググループ

I T 利活用セキュリティ  
総合戦略推進部会

# 8 電子行政オープンデータ実務者会議の体制と構成員

## 電子行政オープンデータ実務者会議

<p>&lt;有識者&gt; 尾羽沢 功 インフォアジャパン株式会社 代表取締役社長          川島 宏一 佐賀県特別顧問、株式会社公共イノベーション代表取締役          小池 博 株式会社日立コンサルティング ディレクター          越塚 登 東京大学大学院 情報学環 教授          武田 英明 国立情報学研究所 教授          長谷川 孝 横浜市 政策局担当理事          ◎村井 純 慶應義塾大学 環境情報学部長          ○横溝 陽一 株式会社リガク 取締役専務執行役員 営業本部本部長          渡辺 智暁 国際大学GLOCOM 主任研究員/准教授</p> <p>◎は主査、○は主査代理</p>	<p>&lt;関係府省&gt; 内閣府          警察庁          復興庁          総務省          法務省          外務省          財務省          文部科学省          厚生労働省</p> <p>農林水産省          経済産業省          国土交通省          国土地理院          環境省          内閣官房</p> <p>※文化庁          ※国立国会図書館</p> <p>※はオブザーバー</p>
---	--

### データWG

#### <主な検討課題>

データ形式・構造の標準化、データカタログ等

#### <有識者>

- 植原 啓介 慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
- 大向 一輝 国立情報学研究所 准教授
- 小池 博 株式会社日立コンサルティング  
           社会イノベーション&インキュベーション本部 ディレクター
- ◎越塚 登 東京大学大学院 情報学環 教授
- 坂下 哲也 一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
           電子情報利活用研究部 部長
- 平田 明弘 SAS Institute Japan株式会社 ソリューションコンサルティング  
           第二本部 ビジネスソリューショングループ 担当部長
- 村上 文洋 株式会社三菱総合研究所 公共ソリューション本部 主席研究員

#### <関係府省>

内閣府、警察庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、環境省、内閣官房、※国立国会図書館

◎はワーキンググループ主査、○はワーキンググループ主査代理、※はオブザーバー

### ルール・普及WG

#### <主な検討課題>

公共データ活用のために必要なルール等、提供機関支援、周知・普及等

#### <有識者>

- ◎川島 宏一 佐賀県特別顧問、株式会社公共イノベーション代表取締役
- 渡辺 智暁 国際大学GLOCOM 主任研究員/准教授
- 井上 由里子 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
- 川野 毅 アクセンチュア株式会社 公共サービス・医療健康本部 シニア・マネジャー
- 関 治之 ジオリパブリック 代表社員/CEO
- 竹井 淳 インテル株式会社 執行役員 技術政策推進本部本部長
- 畠 良 ヤフー株式会社 社長室 コーポレート政策企画本部 政策企画室  
           総合企画 主幹
- 森 亮二 弁護士
- 大杉 寛 首都大学東京大学院教授

#### <関係府省>

内閣府、警察庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、環境省、内閣官房、※国立国会図書館

◎はワーキンググループ主査、○はワーキンググループ主査代理、※はオブザーバー

# 9 「世界最先端 I T 国家創造宣言」におけるオープンデータ

平成25年6月14日閣議決定  
平成26年6月24日改定

## Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

### 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

#### (1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

##### ① 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進

公共データについては、オープン化を原則とする発想の転換を行い、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開する。

このため、電子行政オープンデータ推進のためのロードマップを踏まえ、2013年度から、公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判読に適した国際標準データ形式での公開の拡大に取り組む。また、各府省庁が公開する公共データの案内・横断的検索を可能とするデータカタログサイトについて、2013年度中に試行版を立ち上げ、広く国民の意見募集を行い、2014年度から本格運用を開始し、民間のニーズ等を踏まえ、当該サイトの掲載データを充実させる。あわせて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙（ボキャブラリ）の基盤構築にも取り組む。さらに、各府省庁のWebサイトで提供するデータベースについて、API機能の整備を利用ニーズの高いものから優先的に進め、政府等で提供するAPIを紹介し、その機能や利用方法を解説するAPIの総合カタログを提供する。

2014年度及び2015年度の2年間で集中取組期間と位置づけ、2015年度末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する。

地方公共団体については、その保有する公共データ等の流通・連携・利活用を効果的に行うための技術の開発・実証、観光等の公共データを一元的にオープン化する基盤の構築、地方公共団体における取組に関する考え方の整理等により、オープンデータの取組を促進する。

また、公共データの利用促進のために、コンテスト手法の活用、活用事例集の作成等により、利用ニーズの発掘・喚起、利活用モデルの構築・展開やデータを活用する高度な人材育成にも積極的に取り組み、新ビジネス・新サービスの創出を支援する。

#### 【KPI】

- ・各府省庁のオープンデータ達成状況
- ・データカタログに掲載されるデータセットの数、アクセス数・ダウンロード数
- ・オープンデータを活用して開発されたアプリケーションの数

# 10 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ

## 1 オープンデータ推進の重要性

(平成25年6月14日 IT総合戦略本部決定)

- 技術の進展等により大量・多様なデータの処理・利用が可能となってきた  
→ 政府、独法、自治体等が保有する公共データのビジネスや新サービスへの活用が期待されている
- 公共データの活用促進のため、営利目的も含めた二次利用可能なルール、機械判読(※)に適したデータ形式での公共データの公開(オープンデータ)を推進  
(※)コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用(加工、編集等)できること。

## 2 電子行政オープンデータ推進のための具体的取組

### (1) 二次利用を促進する利用ルールの整備

- 国が著作権者である公開データについては、二次利用を認めることを原則とする。

### (2) 機械判読に適したデータ形式での公開の拡大

- 今後インターネットを通じて公開するデータについては、機械判読に適した構造・データ形式でも公開することを原則とする。
- 重点分野(白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報)から優先的に取り組む。

### (3) データカタログ(ポータルサイト)の整備

- データの横断的検索や自動的提供等の機能を備えた「データカタログ」(ポータルサイト)を整備する。  
(平成25年度に試行版の立ち上げ、平成26年度に本運用開始)

### (4) 公開データの拡大

- 重点分野について、新ビジネスへの利用が期待される等のデータについて、実務者会議の検討を踏まえ、公開を拡大。
- 新規公開のコストが低いもの、利用者のニーズが高いものは、公開できない・二次利用が認められないものを除き、公開を拡大。

### (5) 普及・啓発、評価

- ニーズの発掘・喚起、新サービス・ビジネスの創出のため、利活用の支援を行う。
- 利用者のニーズ・意見を把握し、取組に反映させる仕組みを構築する。

## 3 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ

- 各府省による平成25年度以降の進め方を、工程表として整理。
- 平成27年度末において、他の先進国と同水準のオープンデータの公開と利用を実現する。
- ロードマップに記載された施策の取組状況や課題等について、内閣官房は各府省から適宜報告・説明を求める。

# 11 オープンデータに係る環境整備

## 基本原則（電子行政オープンデータ戦略）

- ① 公共データの積極的な公開
- ② 機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開
- ③ 営利目的、非営利目的を問わない

## 具体的な取組

### 1. 二次利用可能なルール整備

- データカタログサイトについては、出典を明記することで自由に利用（複製・翻案・編集・加工等）が可能な、CC-BYを利用規約として採用
- 府省のウェブサイトについては、公序良俗に反する利用を除いて、出典を明記することで自由に利用（複製・翻案・編集・加工等）可能とする「政府標準利用規約」を決定

### 2. データカタログサイトの整備

- データカタログサイト本格版運用開始（2014年10月1日～）

※試行版：2013年12月20日開始

# 12 データカタログサイト「DATA.GO.JP」本格版について

平成26年10月1日、データカタログサイト「DATA.GO.JP」の本格運用開始



**サイトアドレス** | <http://www.data.go.jp/>

## 主な機能

①公共データの横断検索機能  
府省が公開しているデータを横断検索できる機能。検索結果から、そのデータに関する説明（メタデータ）を確認でき、府省の公開URLからダウンロードできる。

②関連の取組のリンク等  
利活用の参考にできるよう、政府の方針・決定、公共データ活用事例、府省等のデータベースサイトを紹介。

③利用者からの意見受付コーナー  
掲載しているデータのデータ形式、現在掲載されていないデータの掲載等に関する意見を受け付ける。

④更新情報の通知機能  
サイトの新着情報やデータの更新について利用者に通知する。

⑤メタデータダウンロード機能  
複数のデータセットを選択し、メタデータをダウンロードできる。



# 【参考①】 データカタログサイト「DATA.GO.JP」における掲載データの概要 1

## グループ別データセット数

グループ	データセット数	比率	リソース数
総数	12347	100.0%	189431
国土・気象	1196	9.7%	5806
人口・世帯	226	1.8%	1175
労働・賃金	42	0.3%	2774
農林水産業	226	1.8%	6658
鉱工業	361	2.9%	3011
商業・サービス業	137	1.1%	2194
企業・家計・経済	468	3.8%	18819
住宅・土地・建設	440	3.6%	7318
エネルギー・水	357	2.9%	7799
運輸・観光	1374	11.1%	10856
情報通信・科学技術	405	3.3%	16737
教育・文化・スポーツ・生活	1058	8.6%	23979
行財政	3784	30.6%	31606
司法・安全・環境	1481	12.0%	42227
社会保障・衛生	546	4.4%	3220
国際	240	1.9%	5246
その他	6	0.0%	6

※グループには政府統計の総合窓口e-Statで使用されている分類を使用

平成26年10月10日現在

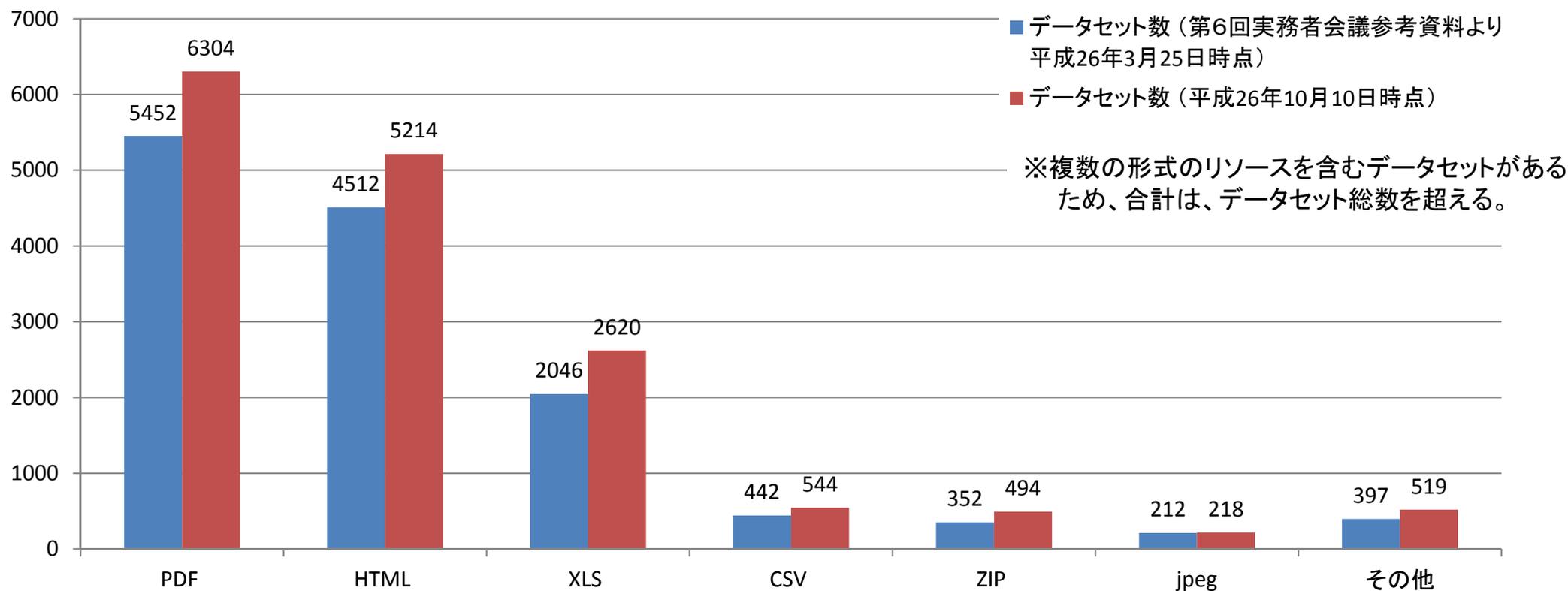
## 【参考②】 データカタログサイト「DATA.GO.JP」における掲載データの概要 2

### 府省別データセット数

府省名	データセット数 (平成26年10月10日時点)
国土交通省	3104
経済産業省	1459
文部科学省	1097
厚生労働省	1051
環境省	1027
内閣府	799
総務省	710
財務省	699
法務省	509
農林水産省	507
警察庁	306
防衛省	289
人事院	196
公正取引委員会	143
外務省	119
金融庁	98
宮内庁	87
内閣官房	57
消費者庁	45
内閣法制局	34
復興庁	11

# 【参考③】 データカタログサイト「DATA.GO.JP」における掲載データの概要 3

## 形式別データセット数



## 言語別データセット数

言語別分類	データセット数	比率	リソース数
総数	12347	100.0%	189431
日本語	11926	96.6%	182047
英語	395	3.2%	7348
その他(複数言語、言語的要素無しなど)	26	0.3%	36

# 13 今後の主な課題

---

## 1. 自治体における取組の普及・推進

自治体におけるオープンデータの取組の普及・推進に向け、自治体や有識者を構成員とする「自治体普及作業部会」（2014年7月設置）において、自治体に参考となるガイドラインを本年中にとりまとめる予定

## 2. データ利活用の促進

産学からの有識者等を構成員とするワーキンググループにおいて、データの利活用の促進に向け、以下について整理・検討

- ニーズの把握や掘り起こし
- 利活用にかかる指標や評価のあり方
- 利活用の支障となっている課題及びその対応

## 3. オープンデータの海外展開

東南アジア諸国等、海外へのオープンデータの普及等

# 14 自治体普及作業部会 中間とりまとめ（ポイント）

## 1. 中間取りまとめの位置付け

- ・ 国として自治体におけるオープンデータの取組を推進する観点から、自治体特有の課題を整理し、「自治体オープンデータ推進ガイドライン」を年内に策定することを提言。現時点で、当該ガイドラインに盛り込む内容等について「中間とりまとめ」として一定の整理。
- ・ 今後、先進自治体、地域住民等へのヒアリングや調査を行い、自治体がオープンデータに取組むにあたって手引きとなるような情報を盛り込んだガイドラインを策定予定。

## 2. ガイドラインに盛り込む内容

### (1) オープンデータの意義

- ・ 「地方創生」の実現に向けて、地域住民の声を聞き、住民の生活上の課題解決のためにオープンデータの取組を活用。（地域住民やコミュニティ、NPO等が地域課題を解決したり、地域資源を発掘、活用して地域の魅力を高め、活性化を図る取組を行う上でも有用。）
- ・ 先行自治体の事例を分析、具体的な意義の参考事例をガイドラインに盛り込む予定。

### (2) オープンデータの対象とする範囲等

- ・ 住民ニーズや自治体毎の課題を調査し、重点分野の事例としてガイドラインに盛り込む予定。
- ・ 公開によって住民生活に支障が生じる懸念の指摘もあり、公開が適切でないデータの有無を調査、ガイドラインに盛り込む予定。

### (3) 二次利用を促進するルールやデータ形式等のあり方

- ・ 国のガイドラインやデータカタログサイトと統一的な運用が望ましい。
- ・ 医療、介護、教育等、住民に近い生活に直結するデータの項目分類は引き続き調査、整理し、ガイドラインに盛り込む予定。

### (4) オープンデータの利活用促進のための環境整備

- ・ 超高齢化が進む中、インターネット等を日常的に利用しない住民に配慮し、全ての住民に情報・サービスが行き届く工夫が必要。
- ・ 利活用のための環境整備（観光・イベント情報等、更新頻度が多い分野の更新や、更新した際の利用者への通知等）、広報・普及の方策、共通フォーマットの作成等について調査・検討し、ガイドラインに盛り込む予定。

### (5) 取組体制等

- ・ オープンデータに対する自治体職員の理解を高めるとともに、コストパフォーマンスを意識した取組体制を構築できるよう、国、自治体間や産官学との連携、地域住民との協業等の事例を調査し、ガイドラインに盛り込む予定。

# 【参考④】自治体の取組事例（新潟県）

2014年9月よりオープンデータサイトを開設。



[新潟県ホーム](#) [健康・福祉](#) [暮らし・環境](#) [産業・労働・まちづくり](#) [教育・文化](#) [県の施策・行政](#) [お知らせ・ご案内](#)

[事業者・就業者版](#) [地域版](#)

[標準の文字](#)

[新潟県ホーム](#) > [新潟県オープンデータ利用規約](#)

## 新潟県オープンデータ利用規約

平成26年9月16日制定

本規約は、新潟県ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)又は新潟県の各組織が左記以外のドメインで運営するサイト(以下、「当県サイト」という。)において、新潟県が公開するオープンデータの利用に際して遵守すべき事項を掲載しています。オープンデータをご利用の際は本規約に従っていただくようお願いいたします。また、オープンデータのご利用をもって本規約の内容を承諾いただいたものとみなします。本規約の内容は、必要に応じて事前の予告なしに変更することがありますので、ご利用に際しては、本ページで利用規約の最新の内容をご確認ください。

### 1 適用範囲

本規約は、当県サイトにおいて、次のバナー表示があるページまたはオープンデータである旨の記載がされているページ(以下、「個別ページ」という。)においてのみ適用されます。



### 2 著作権の取扱い

個別ページに存在する著作物(新潟県ホームページにおいては、最上段部の写真、バナー及びイラストは除く。)の著作権は、特段の定めがあるものを除き、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1日本(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)に規定される著作権利用許諾条件を指す。)によるものとします。

各著作物のご利用にあたっては、以下のとおりクレジットを記載してください。

・ライセンスされている著作物を改変せずにそのまま複製して利用される場合は、次のクレジットを記載してください。

[ライセンスされている著作物のタイトル]、新潟県[その他の著作権者]、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)

<記載例>

新潟県オープンデータ利用規約、新潟県、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)

・ライセンスされている著作物を改変して利用される場合は、次のクレジットを記載してください。

この[作品・アプリ・データベース等]は以下の著作物を改変して利用しています。[ライセンスされている著作物のタイトル]、新潟県[その他の著作権者]、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)

<記載例>

# 【参考⑤】 自治体の取組事例（長野県須坂市）

2014年5月よりオープンデータサイトを開設。



## 須坂市 オープンデータサイト

### 須坂市オープンデータサイトについて

須坂市ホームページから発信する情報（写真・イラスト・音声・動画及び記事、その他のデータ）の著作権は、原則として須坂市に帰属します（一部の画像等の著作権は、原作者が所有しています）。これら自治体所有情報を、二次利用可能な状態で提供することは、民間事業者等の様々なサービス等に活用していただける可能性を持っており、市民の利便性向上や地域の活性化にもつながることと考えています。

このような考えから、本市では、市が所有する情報のうち二次利用が可能であると判断したものを順次オープンデータ化し、本サイトに掲載していきたいと考えています。

### オープンデータ利用上のご注意

- 本市ホームページに掲載している情報で自由な二次利用を許可するのは、<http://opendata.city.suzaka.nagano.jp/> から始まるURLのサイト（以下、「オープンデータサイト」と記載します）に掲載している情報及び本ページからリンクしている本市ホームページ情報になります。掲載しているデータについては、全て[クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（※）](#)のCC BY（表示、4.0、国際）ライセンスにより提供いたします。ただし、犯罪等、公序良俗に反する目的での利用は固く禁じます。その他ページの情報については、「[須坂市ホームページについての著作権](#)」のページに記載の扱いとなります。



### 公開している情報

#### 1. 統計情報（須坂市の統計平成25年度版）

データ名	PDF形式	Excel形式
土地と気候	<a href="#">79KB</a>	<a href="#">39KB</a>
人口	<a href="#">186KB</a>	<a href="#">110KB</a>
事業所	<a href="#">143KB</a>	<a href="#">563KB</a>
農林業	<a href="#">135KB</a>	<a href="#">84KB</a>
工業	<a href="#">95KB</a>	<a href="#">88KB</a>
商業	<a href="#">77KB</a>	<a href="#">35KB</a>
教育・文化・観光・労働	<a href="#">311KB</a>	<a href="#">206KB</a>
建設・運輸・通信	<a href="#">201KB</a>	<a href="#">127KB</a>
社会福祉・衛生	<a href="#">222KB</a>	<a href="#">152KB</a>
交通事故・災害	<a href="#">88KB</a>	<a href="#">42KB</a>
上下水道・簡易水道	<a href="#">77KB</a>	<a href="#">63KB</a>
消費・生活	<a href="#">109KB</a>	<a href="#">66KB</a>
議会・選挙・行政	<a href="#">355KB</a>	<a href="#">140KB</a>
財政	<a href="#">126KB</a>	<a href="#">82KB</a>

#### 2. LinkData掲載データ

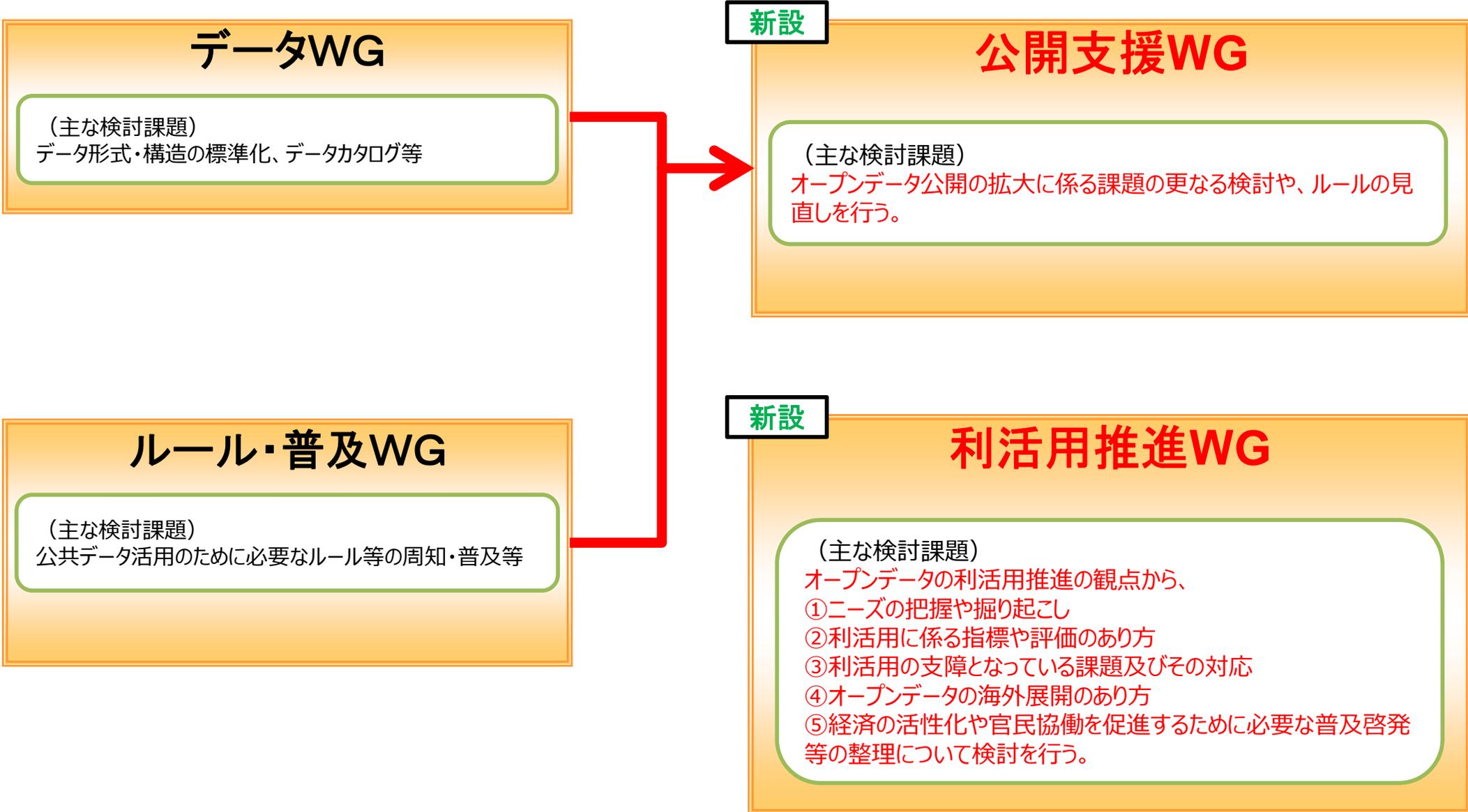
下記のデータについて、[LinkData.org](#)（外部リンク）のページを通じて利用することができます。

データ名	備考
<a href="#">須坂市役所問い合わせ先一覧</a>	課名、電話番号、メールアドレス
<a href="#">須坂市遊楽場所</a>	平成25年7月24日現在 須坂市遊楽場所データ

#### 3. RSS情報

須坂市ホームページのRSS情報

# 15 オープンデータ関連WGの再編について





**情報は連携により価値が産まれる！**

## 【参考⑥】 データカタログサイト『DATA.GO.JP』の利用規約（要約）

CC-BYか政府標準利用規約のいずれかのルールにより自由に利用が可能としている。

### 第1条（本サイトのコンテンツの利用）

### 第2条（CC-BYによるデータ）

カタログ掲載実データのうち、メタデータのライセンス欄に「CC-BY」の表記があるもの及び記事コンテンツであって公表者が著作権を有するものはCCライセンスの表示2.1日本により利用できます。なお、数値データ、簡単な表・グラフ等のデータは著作権の対象ではありませんので、ライセンス欄にCCライセンスの記載がある場合でも、当該リソースのうち、これらのデータについてはCCライセンスの適用はなく、自由に利用できます。

### 第3条（政府標準利用規約によるデータ）

カタログ掲載実データのうち、ライセンス欄に「政府標準利用規約」の表記があるものは、別添の政府標準利用規約（第1.1版；コンテンツ公表者拡大版）により、利用できます。なお、政府標準利用規約において、各府省のウェブサイトに掲載しているとされている出典の記載方法、第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例、個別法令による利用の制約があるコンテンツ等については、それらを掲載しているページを参考にしてください。

### 第4条（全体について第三者が著作権を有するリソース）

### 第5条（ロゴ、シンボルマーク等）

### 第6条（無保証）

### 第7条（他のサイトの利用規約との関係）

### 第8条（本利用規約の変更）

### 第9条（本利用規約の後継版の下での利用）

### 第10条（準拠法と合意管轄）

**ご清聴ありがとうございました**

(データカタログサイトURL)

<http://www.data.go.jp>

(電子行政オープンデータ実務者会議URL)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/>